



水質検査結果書

採水年月日	令和 8 年 3 月 3 日 採水				
採水者	山口		(所属)	浄水課水質試験係	
採水地点及び箇所	石狩川浄水場取水口 原水			採水時刻	10:00
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号による				
検査項目	検査結果	水質基準値	検査項目	検査結果	水質基準値
1 一般細菌 (CFU/mL)	31	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	30 プロモホルム (mg/L)	—	0.09mg/L以下であること。
2 大腸菌	検出	検出されないこと。	31 ホルムアルデヒド (mg/L)	—	0.08mg/L以下であること。
3 カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0003未満	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	32 亜鉛及びその化合物 (mg/L)	0.005未満	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
4 水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005未満	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.29	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
5 セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	34 鉄及びその化合物 (mg/L)	0.30	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
6 鉛及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	35 銅及びその化合物 (mg/L)	0.005未満	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
7 ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.001	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	36 ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	5.2	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
8 六価クロム化合物 (mg/L)	0.002未満	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	37 マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.041	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9 亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.004未満	0.04mg/L以下であること。	38 塩化物イオン (mg/L)	4.3	200mg/L以下であること。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	0.001未満	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	26.0	300mg/L以下であること。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.47	10mg/L以下であること。	40 蒸発残留物 (mg/L)	80	500mg/L以下であること。
12 フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.05未満	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	41 陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02未満	0.2mg/L以下であること。
13 ホウ素及びその化合物 (mg/L)	0.02	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	42 ジェオスミン*2 (mg/L)	—	0.00001mg/L以下であること。
14 四塩化炭素 (mg/L)	0.0001未満	0.002mg/L以下であること。	43 2-メチルイソボルネオール*3 (mg/L)	—	0.00001mg/L以下であること。
15 1,4-ジオキサン (mg/L)	0.001未満	0.05mg/L以下であること。	44 非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.002未満	0.02mg/L以下であること。
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	0.04mg/L以下であること。	45 フェノール類 (mg/L)	0.0005未満	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
17 ジクロロメタン (mg/L)	0.0001未満	0.02mg/L以下であること。	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.9	3mg/L以下であること。
18 テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	47 pH値	7.4	5.8以上8.6以下であること。
19 トリクロロエチレン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	48 味	—	異常でないこと。
20 ベンゼン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	49 臭気	沼沢臭 TON=1	異常でないこと。
21 塩素酸 (mg/L)	—	0.6mg/L以下であること。	50 色度 (度)	3	5度以下であること。
22 クロロ酢酸 (mg/L)	—	0.02mg/L以下であること。	51 濁度 (度)	3.8	2度以下であること。
23 クロロホルム (mg/L)	—	0.06mg/L以下であること。	水温 (°C)	1.1	—
24 ジクロロ酢酸 (mg/L)	—	0.03mg/L以下であること。	遊離残留塩素 (mg/L)	—	0.1mg/L以上であること。
25 ジブromokクロロメタン (mg/L)	—	0.1mg/L以下であること。	アンモニア態窒素 (mg/L)	0.03	—
26 臭素酸 (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。	大腸菌(MPNプレート法) (MPN/100mL)	23	—
27 総トリハロメタン*1 (mg/L)	—	0.1mg/L以下であること。	嫌気性芽胞菌 (CFU/10mL)	1未満	—
28 トリクロロ酢酸 (mg/L)	—	0.03mg/L以下であること。	電気伝導率 (µS/cm)	87	—
29 ブロモジクロロメタン (mg/L)	—	0.03mg/L以下であること。			
判定					
備考					
検査期間	令和 8 年 3 月 3 日 ~ 令和 8 年 3 月 5 日				
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目				
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸				

*1 総トリハロメタン(クロロホルム,ジブromokクロロメタン,ブロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)

*2 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*3 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルビスシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

※水質基準値は原水には適用しない

水質検査結果書

発行番号:R7-IS-61

採水年月日		令和 8 年 3 月 3 日 採水				
採水者		加藤、荻野		(所属) 浄水課水質試験係		
採水地点及び箇所		神居2条9丁目 神居支所		試料番号 260303_I_02	採水時刻 10:40	
検査方法		平成15年厚生労働省告示第261号による				
検査項目		検査結果	水質基準値	検査項目	検査結果	水質基準値
1	一般細菌 (CFU/mL)	1未満	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	30	プロモホルム (mg/L)	0.0001未満 0.09mg/L以下であること。
2	大腸菌	不検出	検出されないこと。	31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.005未満 0.08mg/L以下であること。
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0003未満	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	0.005未満 亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005未満	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.01未満 アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.01未満 鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	35	銅及びその化合物 (mg/L)	0.005未満 銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	6.6 ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.002未満	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.001 マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.004未満	0.04mg/L以下であること。	38	塩化物イオン (mg/L)	8.9 200mg/L以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	0.001未満	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	26.5 300mg/L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.50	10mg/L以下であること。	40	蒸発残留物 (mg/L)	78 500mg/L以下であること。
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.05未満	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02未満 0.2mg/L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	0.02	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	42	ジェオスミン*2 (mg/L)	— 0.00001mg/L以下であること。
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.0001未満	0.002mg/L以下であること。	43	2-メチルイソボルネオール*3 (mg/L)	— 0.00001mg/L以下であること。
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.001未満	0.05mg/L以下であること。	44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.002未満 0.02mg/L以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	0.04mg/L以下であること。	45	フェノール類 (mg/L)	0.0005未満 フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.0001未満	0.02mg/L以下であること。	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.4 3mg/L以下であること。
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	47	pH値	7.0 5.8以上8.6以下であること。
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	48	味	異常なし 異常でないこと。
20	ベンゼン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	49	臭気	異常なし 異常でないこと。
21	塩素酸 (mg/L)	0.06未満	0.6mg/L以下であること。	50	色度 (度)	0.5未満 5度以下であること。
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.001未満	0.02mg/L以下であること。	51	濁度 (度)	0.1未満 2度以下であること。
23	クロロホルム (mg/L)	0.0013	0.06mg/L以下であること。		水温 (°C)	3.1 —
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.001未満	0.03mg/L以下であること。		遊離残留塩素 (mg/L)	0.2 0.1mg/L以上であること。
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.0004	0.1mg/L以下であること。		アンモニア態窒素 (mg/L)	— —
26	臭素酸 (mg/L)	0.001未満	0.01mg/L以下であること。		大腸菌(MPNプレート法) (MPN/100mL)	— —
27	総トリハロメタン*1 (mg/L)	0.0027	0.1mg/L以下であること。		嫌気性芽胞菌 (CFU/10mL)	— —
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.001未満	0.03mg/L以下であること。		電気伝導率 (µS/cm)	102
29	プロモジクロロメタン (mg/L)	0.0010	0.03mg/L以下であること。			
判定		上記水質項目について、水質基準に適合する				
備考						
検査期間		令和 8 年 3 月 3 日 ~ 令和 8 年 3 月 6 日				
検査機関		旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目				
検査責任者		技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸				

*1 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)

*2 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*3 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

のついた検査結果は、水道GLP適用外である

水質検査結果書

発行番号:R7-IS-62

採水年月日	令和8年3月3日 採水				
採水者	山口 (所属) 浄水課水質試験係				
採水地点及び箇所	東鷹栖4条3丁目 東鷹栖公民館	試料番号	260303_1_03	採水時刻	9:30
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号による				
検査項目	検査結果	水質基準値	検査項目	検査結果	水質基準値
1 一般細菌 (CFU/mL)	1未満	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	30 プロモホルム (mg/L)	0.0001未満	0.09mg/L以下であること。
2 大腸菌	不検出	検出されないこと。	31 ホルムアルデヒド (mg/L)	0.005未満	0.08mg/L以下であること。
3 カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0003未満	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	32 亜鉛及びその化合物 (mg/L)	0.005未満	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
4 水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005未満	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
5 セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	34 鉄及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
6 鉛及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	35 銅及びその化合物 (mg/L)	0.005未満	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
7 ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	36 ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	6.6	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
8 六価クロム化合物 (mg/L)	0.002未満	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	37 マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.001	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9 亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.004未満	0.04mg/L以下であること。	38 塩化物イオン (mg/L)	8.9	200mg/L以下であること。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	0.001未満	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	27.0	300mg/L以下であること。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.51	10mg/L以下であること。	40 蒸発残留物 (mg/L)	77	500mg/L以下であること。
12 フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.05未満	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	41 陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02未満	0.2mg/L以下であること。
13 ホウ素及びその化合物 (mg/L)	0.02	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	42 ジェオスミン*2 (mg/L)	—	0.00001mg/L以下であること。
14 四塩化炭素 (mg/L)	0.0001未満	0.002mg/L以下であること。	43 2-メチルイソボルネオール*3 (mg/L)	—	0.00001mg/L以下であること。
15 1,4-ジオキサン (mg/L)	0.001未満	0.05mg/L以下であること。	44 非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.002未満	0.02mg/L以下であること。
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	0.04mg/L以下であること。	45 フェノール類 (mg/L)	0.0005未満	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
17 ジクロロメタン (mg/L)	0.0001未満	0.02mg/L以下であること。	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.4	3mg/L以下であること。
18 テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	47 pH値	7.0	5.8以上8.6以下であること。
19 トリクロロエチレン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	48 味	異常なし	異常でないこと。
20 ベンゼン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	49 臭気	異常なし	異常でないこと。
21 塩素酸 (mg/L)	0.06未満	0.6mg/L以下であること。	50 色度 (度)	0.5未満	5度以下であること。
22 クロロ酢酸 (mg/L)	0.001未満	0.02mg/L以下であること。	51 濁度 (度)	0.1未満	2度以下であること。
23 クロロホルム (mg/L)	0.0013	0.06mg/L以下であること。	水温 (°C)	3.1	—
24 ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.001未満	0.03mg/L以下であること。	遊離残留塩素 (mg/L)	0.2	0.1mg/L以上であること。
25 ジブromokロロメタン (mg/L)	0.0004	0.1mg/L以下であること。	アンモニア態窒素 (mg/L)	—	—
26 臭素酸 (mg/L)	0.001未満	0.01mg/L以下であること。	大腸菌(MPNプレート法) (MPN/100mL)	—	—
27 総トリハロメタン*1 (mg/L)	0.0027	0.1mg/L以下であること。	嫌気性芽胞菌 (CFU/10mL)	—	—
28 トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.001	0.03mg/L以下であること。	電気伝導率 (µS/cm)	102	—
29 プロモジクロロメタン (mg/L)	0.0010	0.03mg/L以下であること。			
判定	上記水質項目について、水質基準に適合する				
備考					
検査期間	令和8年3月3日 ~ 令和8年3月6日				
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目				
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸				

*1 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromokロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)

*2 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*3 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]-ヘプタン-2-オール

のついた検査結果は、水道GLP適用外である

発行日: 令和8年3月12日



ASAHIKAWA
CITY



J W W A - G L P O 4 2
水 道 G L P 認 定

水質検査結果書

発行番号:R7-IS-63

採水年月日	令和 8 年 3 月 9 日									
採水者	荻野、大槻、山口、平松					(所属) 浄水課水質試験係				
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号による									
試料番号									260309_101	
採水地点 及び箇所	石狩川浄水場 取水口 原水	高沈		横沈1系		横沈2系		送水		
		上澄水	ろ過水	上澄水	ろ過水	上澄水	ろ過水			
採水時間	9:15	9:15	9:15	9:15	9:15		9:15	9:15		
検査項目	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	水質基準値
基1 一般細菌 (CFU/mL)	28	-	1未満	-	1未満		1未満	1未満		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
基2 大腸菌 (定性)	検出	-	不検出	-	不検出		不検出	不検出		検出されないこと。
大腸菌(MPNプレート法) (MPN/100mL)	17	-	-	-	-		-	-		-
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.45	-	0.46	-	0.45		0.45	0.45		10mg/L以下であること。
基33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.22	0.36	0.01未満	0.39	0.01未満		0.01未満	0.01未満		アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
基34 鉄及びその化合物 (mg/L)	0.29	0.03	0.01未満	0.03	0.01未満		0.01未満	0.01未満		鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
溶存鉄 (mg/L)	0.08	0.01未満	-	0.01未満	-		-	-		-
基37 マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.043	0.032	0.004	0.032	0.001未満		0.001未満	0.003		マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
溶存マンガン (mg/L)	0.029	0.026	-	0.023	-		-	-		-
基38 塩化物イオン (mg/L)	4.7	-	8.1	-	8.8		8.8	8.4		200mg/L以下であること。
基39 カルシウム、マグネシウム等 (mg/L)	27.0	27.0	27.0	27.0	27.0		27.5	27.5		300mg/L以下であること。
基42 ジェオスミン*1 (mg/L)	0.000001未満	-	-	-	-		-	0.000001未満		0.00001mg/L以下であること。
基43 2-メチルイソボルネオール*2 (mg/L)	0.000001未満	-	-	-	-		-	0.000001未満		0.00001mg/L以下であること。
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.7	-	0.3	-	0.3		0.4	0.4		3mg/L以下であること。
基47 pH 値	7.4	6.9	7.0	6.9	7.0		7.0	7.1		5.8以上8.6以下であること。
基48 味	-	-	-	-	-		-	異常なし		異常でないこと。
基49 臭 気	沼沢臭TON=1	-	無臭	-	無臭		無臭	異常なし		異常でないこと。
基50 色 度 (度)	3	-	0.5未満	-	0.5未満		0.5未満	0.5未満		5度以下であること。
基51 濁 度 (度)	2.7	0.5	0.1未満	0.7	0.1未満		0.1未満	0.1未満		2度以下であること。
水 温 (°C)	1.1	1.3	1.3	1.5	1.9		1.6	2.0		-
遊離残留塩素 (mg/L)	-	-	-	-	0.1		0.1	0.3		0.1mg/L以上であること。
アンモニオ態窒素 (mg/L)	0.04	-	0.02未満	-	-		-	-		-
酸度 (mg/L)	2.7	-	3.7	-	3.7		3.7	3.8		-
アルカリ度 (mg/L)	19.2	-	15.4	-	15.2		15.2	15.2		-
遊離炭酸 (mg/L)	2.4	-	3.3	-	3.3		3.3	3.3		-
侵食性遊離炭酸 (mg/L)	2.3	-	3.2	-	3.2		3.2	3.2		-
塩素要求量 (mg/L)	0.38	-	0.12	0.13	-		-	-		-
電気伝導率 (µS/cm)	90	100	99	100	100		101	100		-
判 定	-	-	-	-	-		-	-		上記水質項目について、水質基準に適合する
備 考	横沈2系沈殿池汚泥掻寄機工事により2系横沈上澄水は停止									
検査期間	令和 8 年 3 月 9 日 ~ 令和 8 年 3 月 12 日									
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目									
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸									

*1 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*2 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

※水質基準値は原水、上澄水、ろ過水には適用しない

のついた検査結果は、水道GLP適用外である

発行日:令和8年3月18日



ASAHIKAWA
CITY



J W W A - G L P O 4 2
水 道 G L P 認 定

水質検査結果書

発行番号:R7-IS-64

採水年月日	令和 8 年 3 月 17 日					
採水者	加藤、荻野、山口					(所属) 浄水課水質試験係
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号による					
試料番号						2603171_01
採水地点及び箇所	石狩川浄水場 取水口 原 水	石狩川浄水場 高沈ろ過水	石狩川浄水場 横沈1系 ろ過水	石狩川浄水場 横沈2系 ろ過水	石狩川浄水場 送水	
採水時刻	9:15	8:50	8:50	8:50	8:50	
検査項目	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	水質基準値
基1 一般細菌 (CFU/mL)	130	1未満	1未満	1未満	1未満	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
基2 大腸菌 (定性)	検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.54	0.55	0.54	0.54	0.55	10mg/L以下であること。
基33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.26	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
基34 鉄及びその化合物 (mg/L)	0.30	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
基37 マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.049	0.006	0.001未満	0.001未満	0.003	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
基38 塩化物イオン (mg/L)	5.0	8.8	9.6	9.6	9.3	200mg/L以下であること。
基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	28.5	28.5	28.5	28.5	29.0	300mg/L以下であること。
基42 ジェオスミン*1 (mg/L)	—	—	—	—	—	0.00001mg/L以下であること。
基43 2-メチルイソホルネオール*2 (mg/L)	—	—	—	—	—	0.00001mg/L以下であること。
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	1.0	0.4	0.5	0.4	0.5	3mg/L以下であること。
基47 pH 値	7.4	6.9	6.9	6.9	6.9	5.8以上8.6以下であること。
基48 味	—	—	—	—	異常なし	異常でないこと。
基49 臭 気	沼沢臭 TON= 2	無臭	無臭	無臭	異常なし	異常でないこと。
基50 色 度 (度)	5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下であること。
基51 濁 度 (度)	2.4	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2度以下であること。
水 温 (°C)	1.9	3.1	3.7	3.3	3.6	—
遊離残留塩素 (mg/L)	—	—	0.1	0.1	0.4	0.1mg/L以上であること。
アンモニア態窒素 (mg/L)	0.04	0.02未満	—	—	—	—
電気伝導率 (µS/cm)	93	103	103	105	105	—
判 定	—	—	—	—	—	上記水質項目について、水質基準に適合する
備 考						
検査期間	令和 8 年 3 月 17 日 ~ 令和 8 年 3 月 19 日					
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目					
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸					

*1 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*2 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

※水質基準値は原水、ろ過水には適用しない

のついた検査結果は、水道GLP適用外である

発行日:令和8年3月24日

水質検査結果書

発行番号:R7-IS-65

採水年月日	令和 8 年 3 月 17 日					
採水者	荻野、大槻、山口、平松 (所属) 浄水課水質試験係					
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号による					
試料番号	260317_I_02	260317_I_04	260317_I_05	260317_I_06	260317_I_07	
採水地点 及び箇所	神居2-9 神居支所	神楽3-6 神楽市民交流センター	永山2-17 永山出張所	春光台3-3 春光台公民館	東鷹栖4-3 東鷹栖公民館	
採水時刻	10:05	9:30	9:05	10:35	9:35	
検査項目	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	水質基準値
基1 一般細菌 (CFU/mL)	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
基2 大腸菌 (定性)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.54	0.53	0.52	0.50	0.54	10mg/L以下であること。
基33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.02	0.01未満	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
基34 鉄及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
基35 マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.001	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
基36 塩化物イオン (mg/L)	9.2	9.1	9.0	8.7	9.2	200mg/L以下であること。
基37 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	29.0	29.5	29.0	29.0	29.5	300mg/L以下であること。
基42 ジェオスミン*1 (mg/L)	—	—	—	—	—	0.00001mg/L以下であること。
基43 2-メチルイソボルネオール*2 (mg/L)	—	—	—	—	—	0.00001mg/L以下であること。
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	3mg/L以下であること。
基47 pH 値	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	5.8以上8.6以下であること。
基48 味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと。
基49 臭 気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと。
基50 色 度 (度)	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下であること。
基51 濁 度 (度)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2度以下であること。
水 温 (°C)	3.9	4.3	4.2	3.9	4.1	—
遊離残留塩素 (mg/L)	0.3	0.3	0.2	0.3	0.2	0.1mg/L以上であること。
酸度 (mg/L)	4.7	4.4	4.5	4.4	4.7	—
遊離炭酸 (mg/L)	4.1	3.9	4.0	3.9	4.1	—
電気伝導率 (µS/cm)	104	104	104	104	105	—
判 定	上記水質項目について、水質基準に適合する	上記水質項目について、水質基準に適合する	上記水質項目について、水質基準に適合する	上記水質項目について、水質基準に適合する	上記水質項目について、水質基準に適合する	
備 考	※工業技術センターは、配コンにより忠別川浄水場系に変更					
検査期間	令和 8 年 3 月 17 日 ~ 令和 8 年 3 月 19 日					
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目					
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸					

*1 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*2 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

のついた検査結果は、水道GLP適用外である

水質検査結果書

発行番号:R7-IS-66

採水年月日		令和 8 年 3 月 23 日					
採水者		大槻、中谷、山口、平松 (所属) 浄水課水質試験係					
検査方法		平成15年厚生労働省告示第261号による					
試料番号		260323 I_01					
採水地点及び箇所		石狩川浄水場 取水口 原水	石狩川浄水場 高沈ろ過水	石狩川浄水場 横沈1系 ろ過水	石狩川浄水場 横沈2系 ろ過水	石狩川浄水場 送水	
採水時刻		9:10	9:15	9:15	9:15	9:15	
検査項目		検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	
						水質基準値	
基1	一般細菌 (CFU/mL)	96	1未満	1未満	1未満	1未満	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
基2	大腸菌 (定性)	検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.52	0.53	0.52	0.52	0.53	10mg/L以下であること。
基33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.19	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
基34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.27	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
基37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.045	0.005	0.001未満	0.001未満	0.003	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
基38	塩化物イオン (mg/L)	5.2	8.6	9.1	9.2	8.7	200mg/L以下であること。
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	28.0	28.0	28.0	28.0	28.0	300mg/L以下であること。
基42	ジオスミン ^{*1} (mg/L)	—	—	—	—	—	0.00001mg/L以下であること。
基43	2-メチルイソホルネオール ^{*2} (mg/L)	—	—	—	—	—	0.00001mg/L以下であること。
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.9	0.4	0.4	0.4	0.4	3mg/L以下であること。
基47	pH 値	7.5	7.0	6.9	7.0	7.0	5.8以上8.6以下であること。
基48	味	—	—	—	—	異常なし	異常でないこと。
基49	臭 気	沼沢臭 TON= 2	無臭	無臭	無臭	異常なし	異常でないこと。
基50	色 度 (度)	4	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下であること。
基51	濁 度 (度)	2.0	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2度以下であること。
水 温 (°C)		2.0	3.3	4.1	3.7	3.7	—
遊離残留塩素 (mg/L)		—	—	0.1	0.1	0.3	0.1mg/L以上であること。
アンモニア態窒素 (mg/L)		0.12	0.02未満	—	—	—	—
電気伝導率 (µS/cm)		93	101	100	103	101	—
判 定		—	—	—	—	—	上記水質項目について、水質基準に適合する
備 考							
検査期間		令和 8 年 3 月 23 日 ~ 令和 8 年 3 月 24 日					
検査機関		旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目					
検査責任者		技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸					

*1 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*2 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

※水質基準値は原水、ろ過水には適用しない

のついた検査結果は、水道GLP適用外である

発行日:令和8年4月1日



水質検査結果書

採水年月日	令和8年3月3日 採水				
採水者	加藤、荻野		(所属)	浄水課水質試験係	
採水地点及び箇所	忠別川浄水場取水口 原水			採水時刻	9:40
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号による				
検査項目	検査結果	水質基準値	検査項目	検査結果	水質基準値
1 一般細菌 (CFU/mL)	44	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	30 プロモホルム (mg/L)	—	0.09mg/L以下であること。
2 大腸菌	検出	検出されないこと。	31 ホルムアルデヒド (mg/L)	—	0.08mg/L以下であること。
3 カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0003未満	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	32 亜鉛及びその化合物 (mg/L)	0.005未満	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
4 水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005未満	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.04	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
5 セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	34 鉄及びその化合物 (mg/L)	0.05	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
6 鉛及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	35 銅及びその化合物 (mg/L)	0.005未満	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
7 ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.002	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	36 ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	8.8	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
8 六価クロム化合物 (mg/L)	0.002未満	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	37 マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.020	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9 亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.004未満	0.04mg/L以下であること。	38 塩化物イオン (mg/L)	11.1	200mg/L以下であること。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	0.001未満	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	49.5	300mg/L以下であること。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.19	10mg/L以下であること。	40 蒸発残留物 (mg/L)	124	500mg/L以下であること。
12 フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.06	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	41 陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02未満	0.2mg/L以下であること。
13 ホウ素及びその化合物 (mg/L)	0.06	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	42 ジェオスミン*2 (mg/L)	0.000001	0.00001mg/L以下であること。
14 四塩化炭素 (mg/L)	0.0001未満	0.002mg/L以下であること。	43 2-メチルイソボルネオール*3 (mg/L)	0.000001未満	0.00001mg/L以下であること。
15 1,4-ジオキサン (mg/L)	0.001未満	0.05mg/L以下であること。	44 非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.002未満	0.02mg/L以下であること。
16 シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン (mg/L)	0.0002未満	0.04mg/L以下であること。	45 フェノール類 (mg/L)	0.0005未満	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
17 ジクロロメタン (mg/L)	0.0001未満	0.02mg/L以下であること。	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.5	3mg/L以下であること。
18 テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	47 pH値	7.5	5.8以上8.6以下であること。
19 トリクロロエチレン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	48 味	—	異常でないこと。
20 ベンゼン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	49 臭気	沼沢臭 TON=1	異常でないこと。
21 塩素酸 (mg/L)	—	0.6mg/L以下であること。	50 色度 (度)	1	5度以下であること。
22 クロロ酢酸 (mg/L)	—	0.02mg/L以下であること。	51 濁度 (度)	1.0	2度以下であること。
23 クロロホルム (mg/L)	—	0.06mg/L以下であること。	水温 (°C)	1.5	—
24 ジクロロ酢酸 (mg/L)	—	0.03mg/L以下であること。	遊離残留塩素 (mg/L)	—	0.1mg/L以上であること。
25 ジブromokロロメタン (mg/L)	—	0.1mg/L以下であること。	アンモニア態窒素 (mg/L)	0.02未満	—
26 臭素酸 (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。	大腸菌(MPNプレート法) (MPN/100mL)	2.0	—
27 総トリハロメタン*1 (mg/L)	—	0.1mg/L以下であること。	嫌気性芽胞菌 (CFU/10mL)	1未満	—
28 トリクロロ酢酸 (mg/L)	—	0.03mg/L以下であること。	電気伝導率 (µS/cm)	166	—
29 プロモジクロロメタン (mg/L)	—	0.03mg/L以下であること。			
判定					
備考					
検査期間	令和8年3月3日 ~ 令和8年3月5日				
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目				
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸				

*1 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromokロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)

*2 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*3 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルビスシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

※水質基準値は原水には適用しない

水質検査結果書

発行番号:R7-CH-61

採水年月日		令和 8 年 3 月 3 日 採水			
採水者		山口 (所属) 浄水課水質試験係			
採水地点及び箇所		豊岡7条9丁目 愛宕公民館	試料番号 260303_C_02	採水時刻	10:40
検査方法		平成15年厚生労働省告示第261号による			
検査項目	検査結果	水質基準値	検査項目	検査結果	水質基準値
1 一般細菌 (CFU/mL)	1未満	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	30 ブロモホルム (mg/L)	0.0002	0.09mg/L以下であること。
2 大腸菌	不検出	検出されないこと。	31 ホルムアルデヒド (mg/L)	0.005未満	0.08mg/L以下であること。
3 カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0003未満	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	32 亜鉛及びその化合物 (mg/L)	0.005未満	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
4 水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005未満	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
5 セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	34 鉄及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
6 鉛及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	35 銅及びその化合物 (mg/L)	0.005未満	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
7 ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	36 ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	9.5	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
8 六価クロム化合物 (mg/L)	0.002未満	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	37 マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9 亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.004未満	0.04mg/L以下であること。	38 塩化物イオン (mg/L)	13.2	200mg/L以下であること。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	0.001未満	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	49.5	300mg/L以下であること。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.20	10mg/L以下であること。	40 蒸発残留物 (mg/L)	123	500mg/L以下であること。
12 フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.06	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	41 陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02未満	0.2mg/L以下であること。
13 ホウ素及びその化合物 (mg/L)	0.06	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	42 ジェオスミン*2 (mg/L)	0.000001	0.00001mg/L以下であること。
14 四塩化炭素 (mg/L)	0.0001未満	0.002mg/L以下であること。	43 2-メチルイソボルネオール*3 (mg/L)	0.000001未満	0.00001mg/L以下であること。
15 1,4-ジオキサン (mg/L)	0.001未満	0.05mg/L以下であること。	44 非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.002未満	0.02mg/L以下であること。
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	0.04mg/L以下であること。	45 フェノール類 (mg/L)	0.0005未満	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
17 ジクロロメタン (mg/L)	0.0001未満	0.02mg/L以下であること。	46 有機物(全有機炭素(TOC))の量 (mg/L)	0.4	3mg/L以下であること。
18 テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	47 pH値	7.1	5.8以上8.6以下であること。
19 トリクロロエチレン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	48 味	異常なし	異常でないこと。
20 ベンゼン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	49 臭気	異常なし	異常でないこと。
21 塩素酸 (mg/L)	0.06未満	0.6mg/L以下であること。	50 色度 (度)	0.5未満	5度以下であること。
22 クロロ酢酸 (mg/L)	0.001未満	0.02mg/L以下であること。	51 濁度 (度)	0.1未満	2度以下であること。
23 クロロホルム (mg/L)	0.0006	0.06mg/L以下であること。	水温 (°C)	4.2	-
24 ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.001未満	0.03mg/L以下であること。	遊離残留塩素 (mg/L)	0.2	0.1mg/L以上であること。
25 ジブromokクロロメタン (mg/L)	0.0011	0.1mg/L以下であること。	アンモニア態窒素 (mg/L)	-	-
26 臭素酸 (mg/L)	0.001未満	0.01mg/L以下であること。	大腸菌(MPNプレート法) (MPN/100mL)	-	-
27 総トリハロメタン*1 (mg/L)	0.0030	0.1mg/L以下であること。	嫌気性芽胞菌 (CFU/10mL)	-	-
28 トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.001未満	0.03mg/L以下であること。	電気伝導率 (µS/cm)	167	-
29 ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.0011	0.03mg/L以下であること。			
判定	上記水質項目について、水質基準に適合する				
備考					
検査期間	令和 8 年 3 月 3 日 ~ 令和 8 年 3 月 6 日				
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目				
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸				

*1 総トリハロメタン(クロロホルム,ジブromokクロロメタン,ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)

*2 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*3 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

のついた検査結果は、水道GLP適用外である

水質検査結果書

発行番号:R7-CH-62

採水年月日		令和 8 年 3 月 3 日 採水			
採水者		加藤、荻野 (所属) 浄水課水質試験係			
採水地点及び箇所		神居2条17丁目 神居住民センター	試料番号 260303_C_03	採水時刻	10:10
検査方法		平成15年厚生労働省告示第261号による			
検査項目	検査結果	水質基準値	検査項目	検査結果	水質基準値
1 一般細菌 (CFU/mL)	1未満	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	30 ブロモホルム (mg/L)	0.0002	0.09mg/L以下であること。
2 大腸菌	不検出	検出されないこと。	31 ホルムアルデヒド (mg/L)	0.005未満	0.08mg/L以下であること。
3 カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0003未満	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	32 亜鉛及びその化合物 (mg/L)	0.005未満	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
4 水銀及びその化合物 (mg/L)	0.00005未満	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
5 セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	34 鉄及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
6 鉛及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	35 銅及びその化合物 (mg/L)	0.005未満	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
7 ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	36 ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	9.7	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
8 六価クロム化合物 (mg/L)	0.002未満	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	37 マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9 亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.004未満	0.04mg/L以下であること。	38 塩化物イオン (mg/L)	13.3	200mg/L以下であること。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	0.001未満	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	49.5	300mg/L以下であること。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.20	10mg/L以下であること。	40 蒸発残留物 (mg/L)	123	500mg/L以下であること。
12 フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.06	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	41 陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02未満	0.2mg/L以下であること。
13 ホウ素及びその化合物 (mg/L)	0.06	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	42 ジェオスミン*2 (mg/L)	0.000001	0.00001mg/L以下であること。
14 四塩化炭素 (mg/L)	0.0001未満	0.002mg/L以下であること。	43 2-メチルイソボルネオール*3 (mg/L)	0.000001未満	0.00001mg/L以下であること。
15 1,4-ジオキサン (mg/L)	0.001未満	0.05mg/L以下であること。	44 非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.002未満	0.02mg/L以下であること。
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	0.04mg/L以下であること。	45 フェノール類 (mg/L)	0.0005未満	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
17 ジクロロメタン (mg/L)	0.0001未満	0.02mg/L以下であること。	46 有機物(全有機炭素(TOC))の量 (mg/L)	0.3	3mg/L以下であること。
18 テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	47 pH値	7.2	5.8以上8.6以下であること。
19 トリクロロエチレン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	48 味	異常なし	異常でないこと。
20 ベンゼン (mg/L)	0.0001未満	0.01mg/L以下であること。	49 臭気	異常なし	異常でないこと。
21 塩素酸 (mg/L)	0.06未満	0.6mg/L以下であること。	50 色度 (度)	0.5未満	5度以下であること。
22 クロロ酢酸 (mg/L)	0.001未満	0.02mg/L以下であること。	51 濁度 (度)	0.1未満	2度以下であること。
23 クロロホルム (mg/L)	0.0007	0.06mg/L以下であること。	水温 (°C)	3.1	-
24 ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.001未満	0.03mg/L以下であること。	遊離残留塩素 (mg/L)	0.2	0.1mg/L以上であること。
25 ジブromokクロロメタン (mg/L)	0.0012	0.1mg/L以下であること。	アンモニア態窒素 (mg/L)	-	-
26 臭素酸 (mg/L)	0.001未満	0.01mg/L以下であること。	大腸菌(MPNプレート法) (MPN/100mL)	-	-
27 総トリハロメタン*1 (mg/L)	0.0033	0.1mg/L以下であること。	嫌気性芽胞菌 (CFU/10mL)	-	-
28 トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.001未満	0.03mg/L以下であること。	電気伝導率 (µS/cm)	171	-
29 ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.0012	0.03mg/L以下であること。			
判定	上記水質項目について、水質基準に適合する				
備考					
検査期間	令和 8 年 3 月 3 日 ~ 令和 8 年 3 月 6 日				
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目				
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸				

*1 総トリハロメタン(クロロホルム,ジブromokクロロメタン,ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)

*2 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*3 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

のついた検査結果は、水道GLP適用外である

発行日:令和8年3月12日

水質検査結果書

発行番号:R7-CH-63

採水年月日	令和8年3月10日						
採水者	山口、平松						(所属) 浄水課水質試験係
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号による						
試料番号							260310_C_01
採水地点及び箇所	忠別川浄水場 取水口 原水	高沈		横沈		送水	
		上澄水	ろ過水	上澄水	ろ過水		
採水時間	9:30	9:45	9:55	9:55	9:55	9:55	
検査項目	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	水質基準値
基1 一般細菌 (CFU/mL)	11	-	1未満	-	1未満	1未満	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
基2 大腸菌 (定性)	検出	-	不検出	-	不検出	不検出	検出されないこと。
大腸菌 (MPNプレート法)	2.0	-	-	-	-	-	-
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.20	-	0.22	-	0.21	0.20	10mg/L以下であること。
基33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.05	0.23	0.01未満	0.22	0.01未満	0.01未満	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
基34 鉄及びその化合物 (mg/L)	0.07	0.01	0.01未満	0.01	0.01未満	0.01未満	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
溶存鉄 (mg/L)	0.02	0.01未満	-	0.01未満	-	-	-
基37 マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.028	0.027	0.001未満	0.024	0.001未満	0.001未満	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
溶存マンガン (mg/L)	0.020	0.022	-	0.023	-	-	-
基38 塩化物イオン (mg/L)	11.3	-	13.4	-	13.6	13.6	200mg/L以下であること。
基39 カルシウム、マグネシウム等 (mg/L)	49.5	51.0	50.5	51.0	51.0	50.5	300mg/L以下であること。
基42 ジェオスミン*1 (mg/L)	0.000002	-	-	-	-	0.000002	0.00001mg/L以下であること。
基43 2-メチルイソボルネオール*2 (mg/L)	0.000001未満	-	-	-	-	0.000001未満	0.00001mg/L以下であること。
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.5	-	0.3未満	-	0.3未満	0.3未満	3mg/L以下であること。
基47 pH 値	7.3	7.0	7.0	6.9	7.0	7.1	5.8以上8.6以下であること。
基48 味	-	-	-	-	-	異常なし	異常でないこと。
基49 臭 気	沼沢臭TON=1	-	無臭	-	無臭	異常なし	異常でないこと。
基50 色 度 (度)	1	-	0.5未満	-	0.5未満	0.5未満	5度以下であること。
基51 濁 度 (度)	1.2	0.4	0.1未満	0.3	0.1未満	0.1未満	2度以下であること。
水 温 (°C)	1.3	1.2	1.7	1.3	1.7	1.8	-
遊離残留塩素 (mg/L)	-	-	0.2	-	0.2	0.4	0.1mg/L以上であること。
アンモニア態窒素 (mg/L)	0.02未満	-	-	-	-	-	-
酸度 (mg/L)	2.8	-	3.2	-	3.2	3.6	-
アルカリ度 (mg/L)	19.4	-	16.6	-	16.6	16.4	-
遊離炭酸 (mg/L)	2.5	-	2.8	-	2.8	3.2	-
侵食性遊離炭酸 (mg/L)	2.4	-	2.7	-	2.7	3.1	-
塩素要求量 (mg/L)	0.25	0.10	-	0.10	-	-	-
電気伝導率 (µS/cm)	166	171	172	172	174	174	-
判 定	-	-	-	-	-	-	上記水質項目について、水質基準に適合する
備 考							
検査期間	令和8年3月10日 ~ 令和8年3月12日						
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目						
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸						

*1 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*2 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

※水質基準値は原水、上澄水、ろ過水には適用しない

のついた検査結果は、水道GLP適用外である

発行日:令和8年3月18日

水質検査結果書

発行番号:R7-CH-64

採水年月日	令和 8 年 3 月 16 日				
採水者	加藤、山口				(所属) 浄水課水質試験係
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号による				
試料番号					260316_C_01
採水地点及び箇所	忠別川浄水場 取水口 原水	忠別川浄水場 高沈ろ過水	忠別川浄水場 横沈ろ過水	忠別川浄水場 送水	
採水時刻	9:50	10:00	10:00	10:00	
検査項目	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	水質基準値
基1 一般細菌 (CFU/mL)	28	1未満	1未満	1未満	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
基2 大腸菌 (定性)	検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.21	0.25	0.24	0.23	10mg/L以下であること。
基33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.06	0.01未満	0.01未満	0.01未満	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
基34 鉄及びその化合物 (mg/L)	0.13	0.01未満	0.01未満	0.01未満	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
基37 マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.042	0.001未満	0.001未満	0.001未満	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
基38 塩化物イオン (mg/L)	11.4	13.8	13.8	13.8	200mg/L以下であること。
基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	51.5	51.5	52.5	52.5	300mg/L以下であること。
基42 ジェオスミン*1 (mg/L)	0.000002	—	—	0.000002	0.00001mg/L以下であること。
基43 2-メチルイソボルネオール*2 (mg/L)	0.000001未満	—	—	0.000001未満	0.00001mg/L以下であること。
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.5	0.3未満	0.3	0.3未満	3mg/L以下であること。
基47 pH 値	7.0	6.9	6.9	6.9	5.8以上8.6以下であること。
基48 味	—	—	—	異常なし	異常でないこと。
基49 臭 気	沼沢臭 TON= 1	無臭	無臭	異常なし	異常でないこと。
基50 色 度 (度)	2	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下であること。
基51 濁 度 (度)	1.9	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2度以下であること。
水 温 (°C)	2.3	2.3	2.3	2.7	—
遊離残留塩素 (mg/L)	—	0.1	0.1	0.4	0.1mg/L以上であること。
アンモニア態窒素 (mg/L)	0.02未満	—	—	—	—
電気伝導率 (µS/cm)	175	173	170	176	—
判 定	—	—	—	上記水質項目について、水質基準に適合する	
備 考					
検査期間	令和 8 年 3 月 16 日 ~ 令和 8 年 3 月 19 日				
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目				
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸				

*1 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*2 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]-ヘプタン-2-オール

※水質基準値は原水、ろ過水には適用しない

のついた検査結果は、水道GLP適用外である

発行日: 令和8年3月24日



ASAHIKAWA
CITY



J W W A - G L P 0 4 2
水 道 G L P 認 定

水質検査結果書

発行番号:R7-CH-65

採水年月日	令和 8 年 3 月 16 日						
採水者	加藤、荻野、山口、平松						(所属) 浄水課水質試験係
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号による						
試料番号	260316_C_02	260316_C_03	260316_C_04	260316_C_05	260316_C_06	260316_C_07	
採水地点 及び箇所	豊岡7-9 愛宕公民館	神居2-17 神居住民センター	緑が丘3-3 緑が丘住民センター	西神楽南2-3 西神楽農改センター	東光5-2 東部住民センター	工業団地3-2 旭川市工業技術センター	
採水時刻	10:25	10:35	9:40	10:05	9:30	10:55	
検査項目	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	水質基準値
基1 一般細菌 (CFU/mL)	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
基2 大腸菌 (定性)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.18	0.18	0.17	0.18	0.20	0.18	10mg/L以下であること。
基33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
基34 鉄及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
基35 マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
基36 塩化物イオン (mg/L)	14.0	13.8	13.9	13.9	13.8	13.8	200mg/L以下であること。
基37 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	52.5	52.5	52.5	52.0	52.5	52.5	300mg/L以下であること。
基42 ジェオスミン*1 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	0.00001mg/L以下であること。
基43 2-メチルイソボルネオール*2 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	0.00001mg/L以下であること。
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3mg/L以下であること。
基47 pH 値	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.1	5.8以上8.6以下であること。
基48 味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと。
基49 臭 気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと。
基50 色 度 (度)	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下であること。
基51 濁 度 (度)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2度以下であること。
水 温 (°C)	4.3	3.4	3.4	4.9	3.9	3.9	—
遊離残留塩素 (mg/L)	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1mg/L以上であること。
酸度 (mg/L)	3.9	3.9	3.9	3.9	4.2	4.2	—
遊離炭酸 (mg/L)	3.4	3.4	3.4	3.4	3.7	3.7	—
電気伝導率 (µS/cm)	175	173	174	177	175	177	—
判 定	上記水質項目について、水質基準に適合する	上記水質項目について、水質基準に適合する	上記水質項目について、水質基準に適合する	上記水質項目について、水質基準に適合する	上記水質項目について、水質基準に適合する	上記水質項目について、水質基準に適合する	
備 考	※ 工業技術センターは、配コンにより忠別川浄水場系へ変更						
検査期間	令和 8 年 3 月 16 日 ~ 令和 8 年 3 月 19 日						
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目						
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸						

*1 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*2 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

のついた検査結果は、水道GLP適用外である

発行日: 令和8年3月24日

水質検査結果書

発行番号:R7-CH-66

採水年月日	令和 8 年 3 月 23 日				
採水者	加藤、荻野				(所属) 浄水課水質試験係
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号による				
試料番号					260323_C_01
採水地点及び箇所	忠別川浄水場 取水口 原水	忠別川浄水場 高沈ろ過水	忠別川浄水場 横沈ろ過水	忠別川浄水場 送水	
採水時刻	9:50	10:10	10:10	10:10	
検査項目	検査結果	検査結果	検査結果	検査結果	水質基準値
基1 一般細菌 (CFU/mL)	23	1未満	1未満	1未満	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
基2 大腸菌 (定性)	検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと。
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.22	0.25	0.25	0.24	10mg/L以下であること。
基33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.06	0.01未満	0.01未満	0.01未満	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
基34 鉄及びその化合物 (mg/L)	0.13	0.01未満	0.01未満	0.01未満	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
基37 マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.048	0.001未満	0.001未満	0.001未満	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
基38 塩化物イオン (mg/L)	11.5	14.1	14.2	14.2	200mg/L以下であること。
基39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	52.0	52.5	52.5	52.5	300mg/L以下であること。
基42 ジェオスミン*1 (mg/L)	0.000002	—	—	0.000002	0.00001mg/L以下であること。
基43 2-メチルイソボルネオール*2 (mg/L)	0.000001未満	—	—	0.000001未満	0.00001mg/L以下であること。
基46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.6	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3mg/L以下であること。
基47 pH 値	7.4	7.0	7.0	7.0	5.8以上8.6以下であること。
基48 味	—	—	—	異常なし	異常でないこと。
基49 臭 気	沼沢臭 TON= 2	無臭	無臭	異常なし	異常でないこと。
基50 色 度 (度)	2	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下であること。
基51 濁 度 (度)	2.1	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2度以下であること。
水 温 (°C)	2.3	2.3	2.5	2.7	—
遊離残留塩素 (mg/L)	—	0.1	0.1	0.4	0.1mg/L以上であること。
アンモニア態窒素 (mg/L)	0.02未満	—	—	—	—
電気伝導率 (µS/cm)	167	178	179	176	—
判 定	—	—	—	上記水質項目について、水質基準に適合する	
備 考					
検査期間	令和 8 年 3 月 23 日 ~ 令和 8 年 3 月 24 日				
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目				
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸				

*1 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*2 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]-ヘプタン-2-オール

※水質基準値は原水、ろ過水には適用しない

のついた検査結果は、水道GLP適用外である

発行日: 令和8年4月1日



水質検査結果書

採水年月日		令和8年3月3日 採水								
採水者		(所属) (一財)旭川市水道協会								
採水地点及び箇所		西神居浄水場 原水			採水時刻		10:20			
検査方法		平成15年厚生労働省告示第261号による								
検査項目		検査結果		水質基準値		検査項目		検査結果		水質基準値
1	一般細菌 (CFU/mL)	1未満		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。		30	プロモホルム (mg/L)	—		0.09mg/L以下であること。
2	大腸菌	不検出		検出されないこと。		31	ホルムアルデヒド (mg/L)	—		0.08mg/L以下であること。
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	—		カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。		32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	—		亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	—		水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。		33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	—		アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	—		セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。		34	鉄及びその化合物 (mg/L)	1.18		鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	—		鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。		35	銅及びその化合物 (mg/L)	0.005未満		銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	—		ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。		36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	15.6		ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物 (mg/L)	—		六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。		37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.121		マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.004未満		0.04mg/L以下であること。		38	塩化物イオン (mg/L)	9.3		200mg/L以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	—		シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。		39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	50.0		300mg/L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.10未満		10mg/L以下であること。		40	蒸発残留物 (mg/L)	196		500mg/L以下であること。
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.09		フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。		41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	—		0.2mg/L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	0.11		ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。		42	ジェオスミン*2 (mg/L)	—		0.00001mg/L以下であること。
14	四塩化炭素 (mg/L)	—		0.002mg/L以下であること。		43	2-メチルイソボルネオール*3 (mg/L)	—		0.00001mg/L以下であること。
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	—		0.05mg/L以下であること。		44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	—		0.02mg/L以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—		0.04mg/L以下であること。		45	フェノール類 (mg/L)	—		フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
17	ジクロロメタン (mg/L)	—		0.02mg/L以下であること。		46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.5		3mg/L以下であること。
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	—		0.01mg/L以下であること。		47	pH値	7.4		5.8以上8.6以下であること。
19	トリクロロエチレン (mg/L)	—		0.01mg/L以下であること。		48	味	—		異常でないこと。
20	ベンゼン (mg/L)	—		0.01mg/L以下であること。		49	臭気	硫化水素臭 TON=5		異常でないこと。
21	塩素酸 (mg/L)	—		0.6mg/L以下であること。		50	色度 (度)	8		5度以下であること。
22	クロロ酢酸 (mg/L)	—		0.02mg/L以下であること。		51	濁度 (度)	0.4		2度以下であること。
23	クロロホルム (mg/L)	—		0.06mg/L以下であること。		水温 (°C)		8.5		—
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	—		0.03mg/L以下であること。		アンモニア態窒素 (mg/L)		0.16		—
25	ジプロモクロロメタン (mg/L)	—		0.1mg/L以下であること。		大腸菌(MPNプレート法) (MPN/100mL)		1.8未満		—
26	臭素酸 (mg/L)	—		0.01mg/L以下であること。		嫌気性芽胞菌 (CFU/10mL)		1未満		—
27	総トリハロメタン*1 (mg/L)	—		0.1mg/L以下であること。		遊離残留塩素 (mg/L)		—		0.1mg/L以上であること。
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	—		0.03mg/L以下であること。		電気伝導率 (µS/cm)		174		
29	プロモジクロロメタン (mg/L)	—		0.03mg/L以下であること。						
判定										
備考										
検査期間		令和8年3月3日 ~ 令和8年3月6日								
検査機関		旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目								
検査責任者		技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸								

*1 総トリハロメタン(クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)

*2 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*3 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルビスシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

※水質基準値は原水には適用しない

* 個人情報保護の為、採水者氏名は記載しない。



ASAHIKAWA
CITY



J W W A - G L P O 4 2
水 道 G L P 認 定

水質検査結果書

発行番号:R7-NI-12

採水年月日	令和 8 年 3 月 3 日 採水				
採水者	(所属) (一財)旭川市水道協会				
採水地点及び箇所	神居町豊里 給水栓	試料番号	260303_N_01	採水時刻	9:40
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号による				
検査項目	検査結果	水質基準値	検査項目	検査結果	水質基準値
1 一般細菌 (CFU/mL)	1未満	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	30 プロモホルム (mg/L)	0.0008	0.09mg/L以下であること。
2 大腸菌	不検出	検出されないこと。	31 ホルムアルデヒド (mg/L)	0.005未満	0.08mg/L以下であること。
3 カドミウム及びその化合物 (mg/L)	—	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	32 亜鉛及びその化合物 (mg/L)	—	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
4 水銀及びその化合物 (mg/L)	—	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	—	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
5 セレン及びその化合物 (mg/L)	—	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	34 鉄及びその化合物 (mg/L)	0.10	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
6 鉛及びその化合物 (mg/L)	—	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	35 銅及びその化合物 (mg/L)	0.005未満	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
7 ヒ素及びその化合物 (mg/L)	—	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	36 ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	19.3	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
8 六価クロム化合物 (mg/L)	—	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	37 マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.004	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9 亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.004未満	0.04mg/L以下であること。	38 塩化物イオン (mg/L)	12.6	200mg/L以下であること。
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン (mg/L)	0.001未満	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	111	300mg/L以下であること。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.10未満	10mg/L以下であること。	40 蒸発残留物 (mg/L)	207	500mg/L以下であること。
12 フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.07	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	41 陰イオン界面活性剤 (mg/L)	—	0.2mg/L以下であること。
13 ホウ素及びその化合物 (mg/L)	0.13	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	42 ジェオスミン*2 (mg/L)	—	0.00001mg/L以下であること。
14 四塩化炭素 (mg/L)	—	0.002mg/L以下であること。	43 2-メチルイソボルネオール*3 (mg/L)	—	0.00001mg/L以下であること。
15 1,4-ジオキサン (mg/L)	—	0.05mg/L以下であること。	44 非イオン界面活性剤 (mg/L)	—	0.02mg/L以下であること。
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	0.04mg/L以下であること。	45 フェノール類 (mg/L)	—	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
17 ジクロロメタン (mg/L)	—	0.02mg/L以下であること。	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.9	3mg/L以下であること。
18 テトラクロロエチレン (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。	47 pH値	7.1	5.8以上8.6以下であること。
19 トリクロロエチレン (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。	48 味	異常なし	異常でないこと。
20 ベンゼン (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。	49 臭気	異常なし	異常でないこと。
21 塩素酸 (mg/L)	0.06未満	0.6mg/L以下であること。	50 色度 (度)	1	5度以下であること。
22 クロロ酢酸 (mg/L)	0.001未満	0.02mg/L以下であること。	51 濁度 (度)	0.1未満	2度以下であること。
23 クロロホルム (mg/L)	0.0064	0.06mg/L以下であること。	水温 (°C)	3.0	—
24 ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.003	0.03mg/L以下であること。	アンモニア態窒素 (mg/L)	—	—
25 ジブromokクロロメタン (mg/L)	0.0069	0.1mg/L以下であること。	大腸菌(MPNプレート法) (MPN/100mL)	—	—
26 臭素酸 (mg/L)	0.001未満	0.01mg/L以下であること。	嫌気性芽胞菌 (CFU/10mL)	—	—
27 総トリハロメタン*1 (mg/L)	0.0219	0.1mg/L以下であること。	遊離残留塩素 (mg/L)	0.4	0.1mg/L以上であること。
28 トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.004	0.03mg/L以下であること。	電気伝導率 (µS/cm)	305	—
29 ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.0078	0.03mg/L以下であること。			
判定	上記水質項目について、水質基準に適合する				
備考					
検査期間	令和 8 年 3 月 3 日 ~ 令和 8 年 3 月 6 日				
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目				
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸				

*1 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromokクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)

*2 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*3 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルビスシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

のついた検査結果は、水道GLP適用外である

* 個人情報保護の為、採水者氏名は記載しない。



水質検査結果書

採水年月日		令和8年3月3日 採水					
採水者		(所属) (一財)旭川市水道協会					
採水地点及び箇所		江丹別浄水場 原水			採水時刻 10:00		
検査方法		平成15年厚生労働省告示第261号による					
検査項目		検査結果	水質基準値	検査項目	検査結果	水質基準値	
1	一般細菌 (CFU/mL)	2	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	30	プロモホルム (mg/L)	—	0.09mg/L以下であること。
2	大腸菌	検出	検出されないこと。	31	ホルムアルデヒド (mg/L)	—	0.08mg/L以下であること。
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	—	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	—	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	—	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	—	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	—	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	35	銅及びその化合物 (mg/L)	—	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	—	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	3.4	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物 (mg/L)	—	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.004未満	0.04mg/L以下であること。	38	塩化物イオン (mg/L)	6.0	200mg/L以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	—	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	18.0	300mg/L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.37	10mg/L以下であること。	40	蒸発残留物 (mg/L)	37	500mg/L以下であること。
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	—	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	—	0.2mg/L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	—	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	42	ジェオスミン*2 (mg/L)	—	0.00001mg/L以下であること。
14	四塩化炭素 (mg/L)	—	0.002mg/L以下であること。	43	2-メチルイソホルネオール*3 (mg/L)	—	0.00001mg/L以下であること。
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	—	0.05mg/L以下であること。	44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	—	0.02mg/L以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	0.04mg/L以下であること。	45	フェノール類 (mg/L)	—	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
17	ジクロロメタン (mg/L)	—	0.02mg/L以下であること。	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.7	3mg/L以下であること。
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。	47	pH値	7.4	5.8以上8.6以下であること。
19	トリクロロエチレン (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。	48	味	—	異常でないこと。
20	ベンゼン (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。	49	臭気	無臭	異常でないこと。
21	塩素酸 (mg/L)	—	0.6mg/L以下であること。	50	色度 (度)	2	5度以下であること。
22	クロロ酢酸 (mg/L)	—	0.02mg/L以下であること。	51	濁度 (度)	0.2	2度以下であること。
23	クロロホルム (mg/L)	—	0.06mg/L以下であること。		水温 (℃)	4.0	—
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	—	0.03mg/L以下であること。		遊離残留塩素 (mg/L)	—	0.1mg/L以上であること。
25	ジブromクロロメタン (mg/L)	—	0.1mg/L以下であること。		アンモニア態窒素 (mg/L)	0.02未満	—
26	臭素酸 (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。		大腸菌(MPNプレート法) (MPN/100mL)	2.0	—
27	総トリハロメタン*1 (mg/L)	—	0.1mg/L以下であること。		嫌気性芽胞菌 (CFU/10mL)	1未満	—
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	—	0.03mg/L以下であること。		電気伝導率 (μS/cm)	59	—
29	ブromジクロロメタン (mg/L)	—	0.03mg/L以下であること。				
判定							
備考							
検査期間	令和8年3月3日 ~ 令和8年3月6日						
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目						
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸						

*1 総トリハロメタン(クロロホルム,ジブromクロロメタン,ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)

*2 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*3 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

※水質基準値は原水には適用しない

* 個人情報保護の為、採水者氏名は記載しない。



水質検査結果書

採水年月日	令和8年3月3日 採水				
採水者	(所属) (一財)旭川市水道協会				
採水地点及び箇所	江丹別浄水場 予備水		採水時刻	10:15	
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号による				
検査項目	検査結果	水質基準値	検査項目	検査結果	水質基準値
1 一般細菌 (CFU/mL)	1未満	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	30 プロモホルム (mg/L)	—	0.09mg/L以下であること。
2 大腸菌	不検出	検出されないこと。	31 ホルムアルデヒド (mg/L)	—	0.08mg/L以下であること。
3 カドミウム及びその化合物 (mg/L)	—	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	32 亜鉛及びその化合物 (mg/L)	—	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
4 水銀及びその化合物 (mg/L)	—	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
5 セレン及びその化合物 (mg/L)	—	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	34 鉄及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
6 鉛及びその化合物 (mg/L)	—	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	35 銅及びその化合物 (mg/L)	—	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
7 ヒ素及びその化合物 (mg/L)	—	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	36 ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	4.2	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
8 六価クロム化合物 (mg/L)	—	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	37 マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9 亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.004未満	0.04mg/L以下であること。	38 塩化物イオン (mg/L)	5.4	200mg/L以下であること。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	—	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	107	300mg/L以下であること。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.97	10mg/L以下であること。	40 蒸発残留物 (mg/L)	132	500mg/L以下であること。
12 フッ素及びその化合物 (mg/L)	—	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	41 陰イオン界面活性剤 (mg/L)	—	0.2mg/L以下であること。
13 ホウ素及びその化合物 (mg/L)	—	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	42 ジェオスミン*2 (mg/L)	—	0.00001mg/L以下であること。
14 四塩化炭素 (mg/L)	—	0.002mg/L以下であること。	43 2-メチルイソホルネオール*3 (mg/L)	—	0.00001mg/L以下であること。
15 1,4-ジオキサン (mg/L)	—	0.05mg/L以下であること。	44 非イオン界面活性剤 (mg/L)	—	0.02mg/L以下であること。
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	0.04mg/L以下であること。	45 フェノール類 (mg/L)	—	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
17 ジクロロメタン (mg/L)	—	0.02mg/L以下であること。	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.3	3mg/L以下であること。
18 テトラクロロエチレン (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。	47 pH値	7.6	5.8以上8.6以下であること。
19 トリクロロエチレン (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。	48 味	—	異常でないこと。
20 ベンゼン (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。	49 臭気	無臭	異常でないこと。
21 塩素酸 (mg/L)	—	0.6mg/L以下であること。	50 色度 (度)	0.5未満	5度以下であること。
22 クロロ酢酸 (mg/L)	—	0.02mg/L以下であること。	51 濁度 (度)	0.1	2度以下であること。
23 クロロホルム (mg/L)	—	0.06mg/L以下であること。	水温 (°C)	6.5	—
24 ジクロロ酢酸 (mg/L)	—	0.03mg/L以下であること。	遊離残留塩素 (mg/L)	—	0.1mg/L以上であること。
25 ジブromokクロロメタン (mg/L)	—	0.1mg/L以下であること。	アンモニア態窒素 (mg/L)	0.03	—
26 臭素酸 (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。	大腸菌(MPNプレート法) (MPN/100mL)	1.8未満	—
27 総トリハロメタン*1 (mg/L)	—	0.1mg/L以下であること。	嫌気性芽胞菌 (CFU/10mL)	1未満	—
28 トリクロロ酢酸 (mg/L)	—	0.03mg/L以下であること。	電気伝導率 (µS/cm)	231	—
29 ブロモジクロロメタン (mg/L)	—	0.03mg/L以下であること。			
判定					
備考					
検査期間	令和8年3月3日 ~ 令和8年3月6日				
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目				
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸				

*1 総トリハロメタン(クロロホルム,ジブromokクロロメタン,ブロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)

*2 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*3 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

※水質基準値は原水には適用しない

* 個人情報保護の為、採水者氏名は記載しない。

水質検査結果書

発行番号:R7-ET-12

採水年月日	令和 8 年 3 月 3 日 採水				
採水者	(所属) (一財)旭川市水道協会				
採水地点及び箇所	江丹別町拓北 給水栓	試料番号	260303_E_01	採水時刻	9:40
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号による				
検査項目	検査結果	水質基準値	検査項目	検査結果	水質基準値
1 一般細菌 (CFU/mL)	1未満	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	30 プロモホルム (mg/L)	0.0001未満	0.09mg/L以下であること。
2 大腸菌	不検出	検出されないこと。	31 ホルムアルデヒド (mg/L)	0.005未満	0.08mg/L以下であること。
3 カドミウム及びその化合物 (mg/L)	—	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	32 亜鉛及びその化合物 (mg/L)	—	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
4 水銀及びその化合物 (mg/L)	—	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	33 アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.01	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
5 セレン及びその化合物 (mg/L)	—	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	34 鉄及びその化合物 (mg/L)	0.01未満	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
6 鉛及びその化合物 (mg/L)	—	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	35 銅及びその化合物 (mg/L)	—	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
7 ヒ素及びその化合物 (mg/L)	—	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	36 ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	4.6	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
8 六価クロム化合物 (mg/L)	—	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	37 マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9 亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.004未満	0.04mg/L以下であること。	38 塩化物イオン (mg/L)	7.7	200mg/L以下であること。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	0.001未満	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	19.0	300mg/L以下であること。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.42	10mg/L以下であること。	40 蒸発残留物 (mg/L)	38	500mg/L以下であること。
12 フッ素及びその化合物 (mg/L)	—	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	41 陰イオン界面活性剤 (mg/L)	—	0.2mg/L以下であること。
13 ホウ素及びその化合物 (mg/L)	—	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	42 ジェオスミン*2 (mg/L)	—	0.00001mg/L以下であること。
14 四塩化炭素 (mg/L)	—	0.002mg/L以下であること。	43 2-メチルイソボルネオール*3 (mg/L)	—	0.00001mg/L以下であること。
15 1,4-ジオキサン (mg/L)	—	0.05mg/L以下であること。	44 非イオン界面活性剤 (mg/L)	—	0.02mg/L以下であること。
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	0.04mg/L以下であること。	45 フェノール類 (mg/L)	—	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
17 ジクロロメタン (mg/L)	—	0.02mg/L以下であること。	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	0.3未満	3mg/L以下であること。
18 テトラクロロエチレン (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。	47 pH値	7.4	5.8以上8.6以下であること。
19 トリクロロエチレン (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。	48 味	異常なし	異常でないこと。
20 ベンゼン (mg/L)	—	0.01mg/L以下であること。	49 臭気	異常なし	異常でないこと。
21 塩素酸 (mg/L)	0.06未満	0.6mg/L以下であること。	50 色度 (度)	0.5未満	5度以下であること。
22 クロロ酢酸 (mg/L)	0.001未満	0.02mg/L以下であること。	51 濁度 (度)	0.1未満	2度以下であること。
23 クロロホルム (mg/L)	0.0018	0.06mg/L以下であること。	水温 (°C)	3.7	—
24 ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.001	0.03mg/L以下であること。	遊離残留塩素 (mg/L)	0.4	0.1mg/L以上であること。
25 ジブromokロロメタン (mg/L)	0.0010	0.1mg/L以下であること。	アンモニア態窒素 (mg/L)	—	—
26 臭素酸 (mg/L)	0.001未満	0.01mg/L以下であること。	大腸菌(MPNプレート法) (MPN/100mL)	—	—
27 総トリハロメタン*1 (mg/L)	0.0046	0.1mg/L以下であること。	嫌気性芽胞菌 (CFU/10mL)	—	—
28 トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.002	0.03mg/L以下であること。	電気伝導率 (µS/cm)	66	—
29 ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.0018	0.03mg/L以下であること。			
判定	上記水質項目について、水質基準に適合する				
備考					
検査期間	令和 8 年 3 月 3 日 ~ 令和 8 年 3 月 6 日				
検査機関	旭川市水道局上下水道部浄水課水質試験係 旭川市末広東2条7丁目				
検査責任者	技術管理責任者 水質試験係長 加藤 雅幸				

*1 総トリハロメタン(クロロホルム,ジブromokロロメタン,ブロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)

*2 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

*3 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

のついた検査結果は、水道GLP適用外である

* 個人情報保護の為、採水者氏名は記載しない。

発行日: 令和8年3月12日